

搬入路草刈等業務委託仕様書

本仕様書は、逗子市（以下「発注者」という。）が、逗子市環境クリーンセンター（以下、「センター」という。）内、搬入路周辺における、草刈等の業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1 目的

本業務は、センター搬入路周辺の機械除草、樹木剪定・伐採、集草処理、側溝清掃、飛散物回収、架空電線防護管設置・撤去等について、関係法令等に基づき適正に業務を履行することを目的とする。

2 受注者の資格要件

- (1)受注者は、契約日以前3年以内に官公庁発注の機械除草、高所作業車を使用した樹木剪定、側溝清掃等の元請実績を1回以上有していなければならないものとする。
- (2)受注者は、機械除草、高所作業車を使用した樹木剪定作業及び、架空電線防護管設置撤去の手続きに精通しているものとし、下請負事業者についても同様とする。
- (3)受注者は、本業務に必要な機械器具・清掃用具類、高所作業車等の用意及び、架空電線防護管設置撤去手続きをすることが可能でなければならない。
- (4)受注者は、契約期間中、発注者が指示する時期に3回実施するものとし、作業開始後の天候急変等、不可抗力による中止の場合を除き、各回は土曜日1日で履行しなければならないものとする。
- (5)受注者は、各回概ね12名以上の人員確保が可能でなければならないものとする。
- (6)受注者は、「刈払機取扱作業安全衛生教育修了」及び、「チェーンソーによる伐木等特別教育修了」資格保有者が各3名以上、「高所作業車運転技能講習修了」資格保有者が1名以上含まれていなければならないものとする。同一人物が重複して資格保有していても構わない。
- (7)受注者は、契約後速やかに、氏名、所属会社名及び、当該者の保有資格一覧が記載された作業員名簿を作成し、保有資格証のコピーを添付したうえで、発注者に提出しなければならない。
- (8)受注者は、作業にあたり一部下請させる場合は、発注者に「第73号様式 請負工事（業務委託）一部下請承認届」を事前に提出し、発注者から承認を得なければならない。
- (9)受注者は、当該業務について責任をもって適正に履行するものとし、一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10)受注者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。）で定める、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当していないこと。下請負事業者を含むすべての業務関係者についても同様とする。

3 履行場所

逗子市池子4丁目956番地（逗子市環境クリーンセンター内）

4 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで。

5 作業日時等

- (1)本業務は、契約期間中3回履行するものとし、1回目は契約後速やかに、2回目は9月頃、3回目は翌年3月頃とするが、雑草樹木の繁茂状況に応じて、発注者の指示により、履行時期が前後する際であっても、受注者は対応するものとする。
- (2)受注者は、1回当たりの業務を土曜日1日で履行しなければならない。但し作業開始後の天候急変等、不可抗力による中止の場合を除く。
- (3)受注者は、午前8時40分に夜勤明け職員が退場してから作業を開始するものとし、17時までに作業を終了させて完全退場とする。

6 業務の内容

- (1)受注者は、別図のすべての業務範囲において、繁茂の粗密、長短等の状況を問わず、機械除草、樹木剪定、側溝清掃等の他、関連業務を契約期間中3回履行するものとする。
- (2)受注者は、発注者と毎回業務前に現場を確認し、その都度履行内容を確認、協議した後、履行するものとする。
- (3)受注者は、高所の樹木剪定作業について、電線近傍の作業をする際は、事前に架空電線防護管設置措置をしなければならないものとし、当該措置に係るすべての費用は、委託料に含むものとする。受注者が当該措置を怠り事故が発生した場合は、発注者はその責めを一切負わないものとする。
- (4)受注者は、剪定した樹木を回収し、発注者が指示する寸法に裁断のうえ、発注者が指定する場所へ運搬排出するものとする。
- (5)受注者は、機械除草、樹木剪定後に側溝清掃を行い、側溝、枡内の堆積土砂、落ち葉等を除去し、清掃するものとする。暗渠部は除く。
- (6)受注者は、本業務で発生した刈草、剪定樹木、堆積土砂、落ち葉等は、履行場所内の発注者が指定する場所まで分別のうえ、運搬排出するものとする。

7 業務の範囲等

- (1)1回当たりの履行範囲は次のとおりとし、同範囲を年3回履行するものとする。
 - ①西側（谷側） 面積：約2,018㎡ 総延長：約425m 写真①～⑨
 - ②東側（山側） 面積：約1,428㎡ 総延長：約348m 写真⑩～⑳
 - ③側溝 総延長：約425m（暗渠部分は除く）
- (2)受注者は、県道付近の一般車等の通行がある箇所については、飛び石等による被害防止措置を取らなければならない。

- (3)受注者は、履行範囲における、電柱、支線、電線に接触している草木をすべて刈込伐採するとともに、繁茂しても、電線・電柱等に接触しないよう、余裕を持った範囲を刈込伐採しなければならない。
- (4)受注者は、計量室前から容器包装プラスチック処理場への進入路までの間の履行範囲にあつては、ガードレール外側の搬入路面から水平部分上方に繁茂している草木をすべて刈込伐採しなければならない。
- (5)受注者は、山側の履行範囲にあつては、地山部分は地山に沿って側溝山側上端部から上方5m以内、石垣上、コンクリート吹付上は、登頂部分から奥行き1.5m以内に繁茂している草木をすべて刈込伐採しなければならない。
- (6)受注者は、谷側の履行範囲にあつては、地山部分は地山に沿って登頂部より奥行き1.5m以内まで、その他は、ガードレール外側の搬入路面から水平方向5m以内に繁茂している草木をすべて刈込伐採しなければならないものとする。
- (7)受注者は、容器包装プラスチック処理場では、側溝両端から左右水平方向1.5m以上を刈込伐採しなければならない。
- (8)受注者は、施工範囲内及び、飛散防止ネット、樹木等に絡んでいる廃棄物、飛散物をすべて除去、回収しなければならない。
- (9)受注者は、上記作業において、必要に応じて屈伸式高所作業車を使用するものとし、その費用は、委託料に含むものとする。

8 受注者の費用負担

- (1)本業務上必要とする人件費及びこれに付随する保険料、被服、安全装備等の費用
- (2)本業務上必要とする車両、機械器具等、これに伴う燃料費、消耗品等の費用等及び、これに伴う燃料費・油脂類・有料道路代、法定点検費用、維持管理費等の費用
- (3)架空電線防護措置に係る、協議、防護管本体、取付、取外し、緊急対応等すべての費用
- (4)契約時以降、新たに生じた費用については、発注者、受注者で協議するものとする。

9 支払方法

- (1)委託料は、本業務に係る費用を含むものとする。
- (2)委託料は、分割払いまたは、全業務完了後の一括払いとする。
- (3)受注者は、分割払いを希望する場合は、全3回の分割払いとし、契約金額を概ね同額3回に分けた契約金額内訳書を契約後速やかに提出するものとする。
- (4)受注者は、分割払いを希望する場合は、各回の作業完了の都度、作業前中後写真を含んだ報告書を発注者に提出して中間検査または、完了検査を受けるものとし、同検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができる。
- (5)発注者は、前項の規定による支払請求があつたときは、請求の日から30日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45日以内とする。

10 安全管理

- (1)受注者は、作業時は周囲に十分注意を払い、適切な保護具を着用の上、安全作業をしなければならない。
- (2)受注者は、事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び二次災害防止措置を行った後、発注者に口答にて報告し、その後、速やかに書面により報告しなければならない。
- (3)受注者が、発注者の施設、車両または第三者等に損傷、被害を与えた場合は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (4)受注者は、資格が必要な機器、車両等を使用する際は、有効な資格を保有する者が操作、運転をしなければならない。
- (5)受注者は、電線近傍作業は、事前に架空電線防護措置を取らなければならない。
- (6)受注者は、履行中の正門については、通過の都度開閉するものとし、常時閉鎖としなければならない。
- (7)受注者は、車両が正門を通過する際は、全開にし、落しかんぬきをセットするなど、門扉との接触事故防止措置をしなければならない。
- (8)受注者が、正門を常時閉鎖せず、侵入者、侵入車両により、発注者が損害を被った場合及び、門扉の接触事故防止措置を怠り、門扉を損傷させた場合は、受注者の責任と負担において、原状復旧及び、損害賠償等の責めを負うものとする。

11 作業車両

- (1)受注者は、本業務に使用する車両等は、受注者の負担により用意するものとし、センターへ搬出入可能な寸法・規格の車両等を使用しなければならない。
- (2)受注者は、本業務に大型車両を使用してはならない。
- (3)受注者は、道路交通法、道路運送車両法、排ガス規制、速度抑制装置取付け、その他、法令等に違反する車両を使用してはならない。

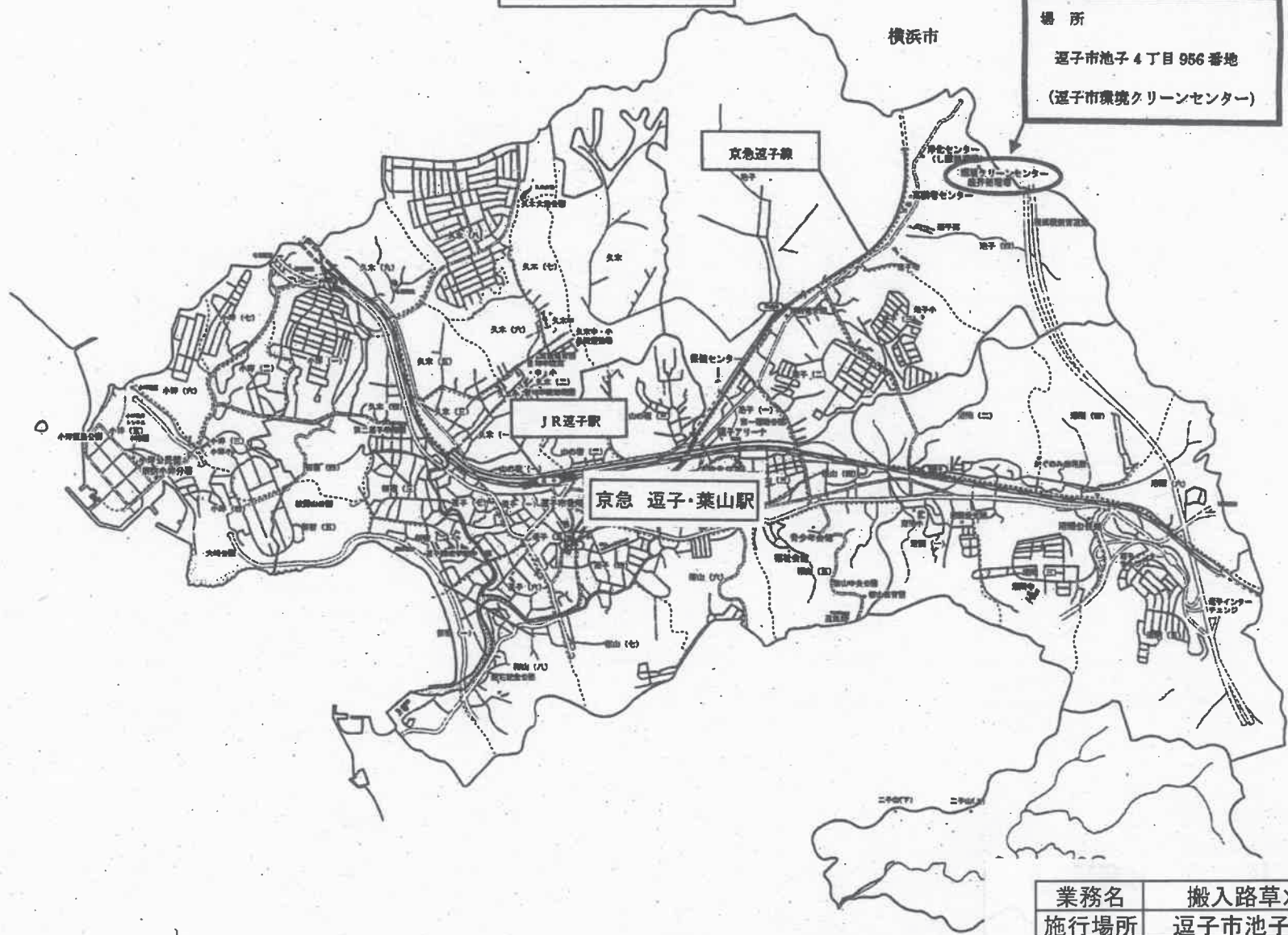
12 その他

- (1) 受注者は、関係法令等を遵守し、業務を履行しなければならない。
- (2) 発注者は、本業務内容について市民等に公表できるものとし、受注者は、これに同意するものとする。
- (3)受注者は、履行場所内では、車内も含め全面禁煙とする。
- (4)受注者は、委託業務上知り得た秘密事項及び、個人情報等を他人に洩らしてはならない。
- (5)発注者は、受注者の行う業務が、この仕様書に適合にしないと認めたときは、受注者に対し適合するよう指示することができる。この場合において、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- (6) 業務委託契約書、仕様書等に記載無き事項が生じた場合は、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。



案内図

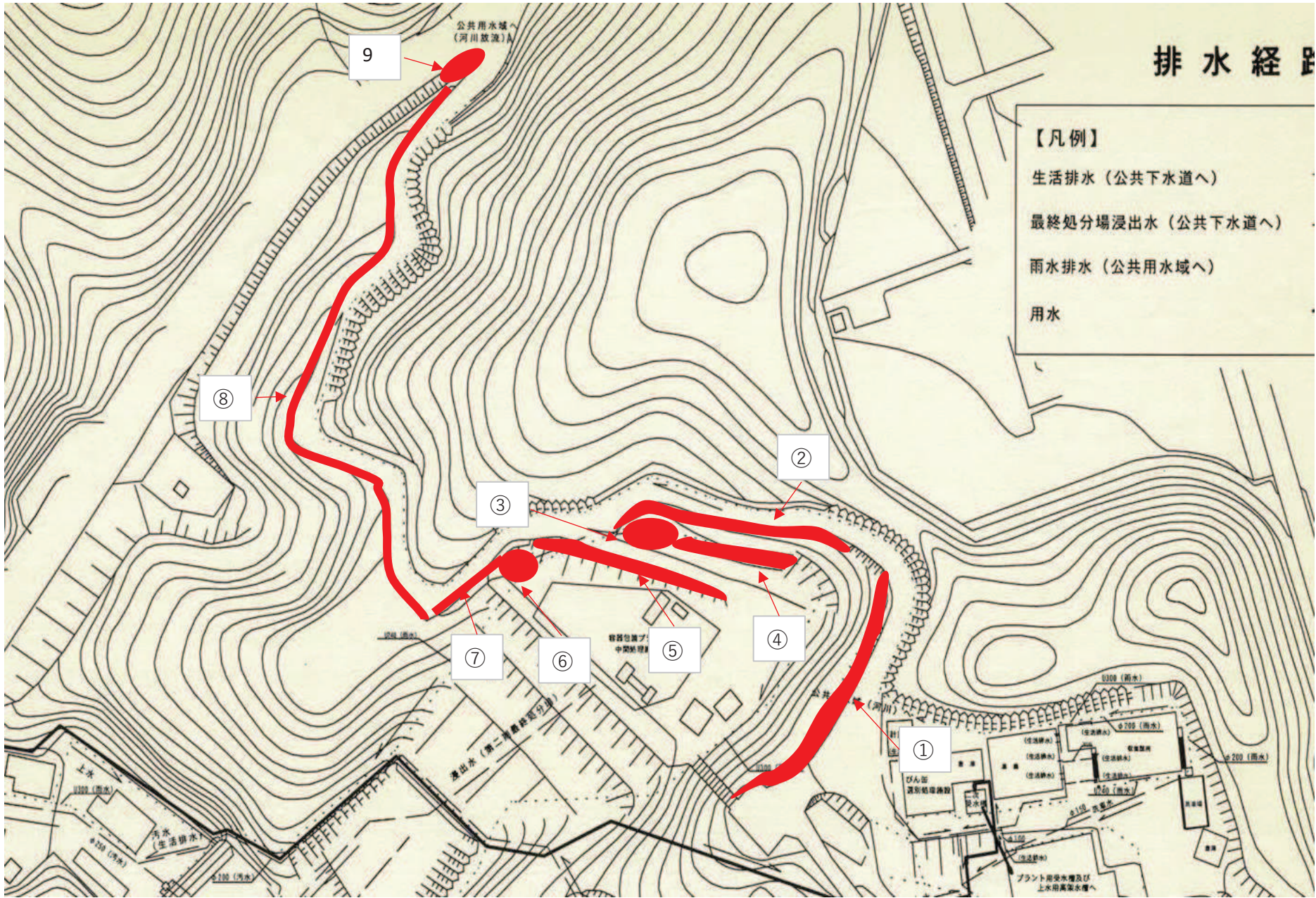
場所
逗子市池子4丁目956番地
(逗子市環境クリーンセンター)



業務名	搬入路草刈等業務委託		
施行場所	逗子市池子4丁目956番地		
図面名	案内図		
縮尺	NON	図面番号	1
逗子市 環境都市部 環境クリーンセンター			

排水経路

- 【凡例】
- 生活排水（公共下水道へ）
 - 最終処分場浸出水（公共下水道へ）
 - 雨水排水（公共用水域へ）
 - 用水



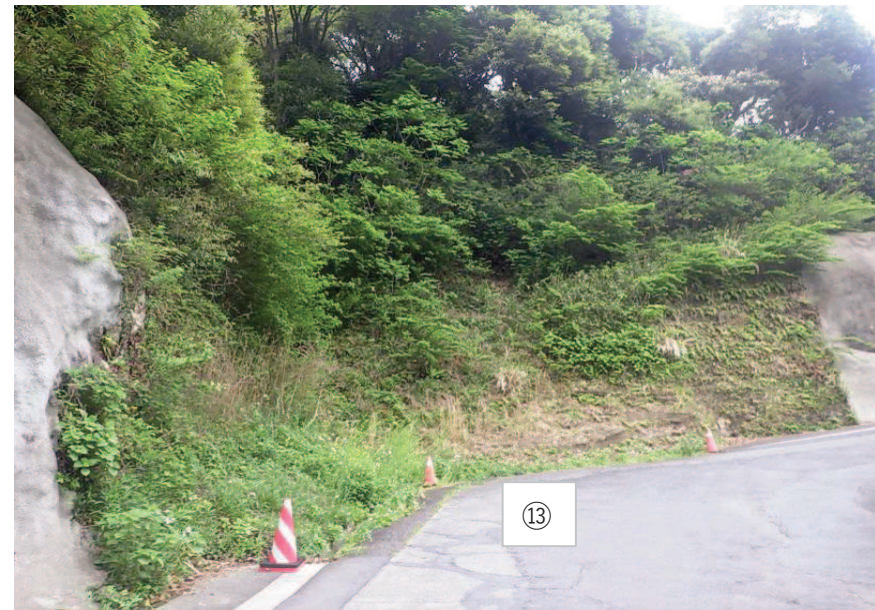






- ① $W6.0m \times L52.0m = 312m^2$
- ② $W4.0m \times L52.0m = 208m^2$
- ③ $W6.0m \times L10.0m = 60m^2$
- ④ $W7.0m \times L45.0m = 315m^2$
- ⑤ $W5.6m \times L54.0m = 302m^2$
- ⑥ $W15.0m \times L15.0m = 225m^2$
- ⑦ $W2.0m \times L20.0m = 40m^2$
- ⑧ $W3.0m \times L160.0m = 480m^2$
- ⑨ $W4.5m \times L17.0m = 76m^2$

総延長 $A=425m$
 総面積 $= A=2018m^2$







- ⑩ $W7.0m \times L13.0m = 91m^2$
- ⑪ $W2.0m \times L15.0m = 30m^2$
- ⑫ $W2.0m \times L22.0m = 44m^2$
- ⑬ $W8.0m \times L23.0m = 184m^2$
- ⑭ $W2.0m \times L18.0m = 36m^2$
- ⑮ $W5.0m \times L120.0m = 600m^2$
- ⑯ $W2.0m \times L40.0m = 80m^2$
- ⑰ $W4.0m \times L41.0m = 164m^2$
- ⑱ $W2.0m \times L15.0m = 30m^2$
- ⑲ $W2.0m \times L12.0m = 24m^2$
- ⑳ $W5.0m \times L29.0m = 145m^2$

総延長 $A=348m$

総面積 $A=1428m^2$

建設工事等に伴う当社架空電線等への防護措置に係る費用負担見直しのお知らせ

労働安全衛生規則および建設業法に基づく当社架空電線等への防護カバー類の設置費用につきまして、お客さまにご負担いただく範囲を見直すこととなりました。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

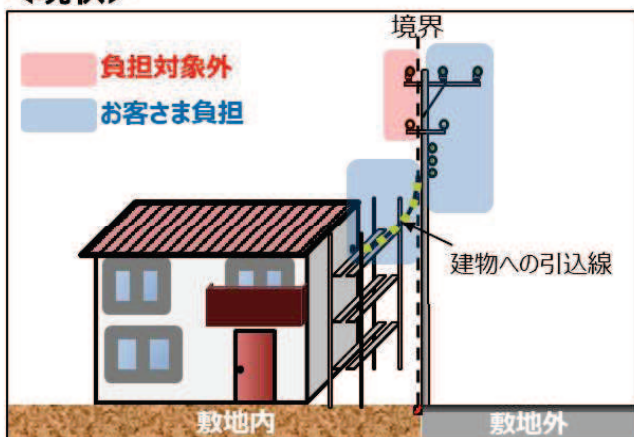
適用開始時期

2024年4月1日以降のお申込み※

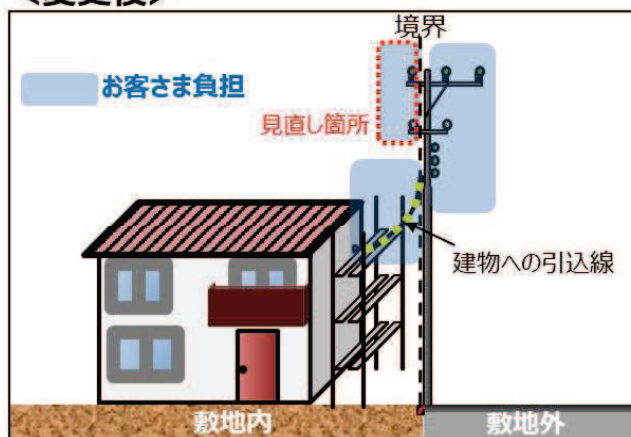
※2024年3月末までにお申込みをいただいた場合であっても、防護管工事が6月1日以降の場合は、本案内におけるご負担範囲見直しの対象となります。

ご負担範囲について

<現状>



<変更後>



単価表

料金内容		単位	金額 (税込み)
基本料金 (取付・取外し等の協議 + 基本工事費用)		式	51,700円
加算単価	高圧線防護 (取外費用を含む)	本	1,034円
	低圧線防護 (取外費用を含む)	本	693円
	機器 (変圧器, 開閉器) 用防護取付・取外費用	基	27,500円
	緊急対応	式	13,200円

お手続きの流れ

① お申込み

- お申込み先へご連絡ください

② 現地協議

- 現地立ち合いにより、防護範囲等を協議して、見積書を送付いたします

③ 防護カバーの取付

- 防護材料はお申込み者さまにてご用意をお願いいたします

④ お支払

- 取付後、請求書を送付いたします。支払期日までにお支払いをお願いします

⑤ 防護カバーの取外し

- 防護カバーが不要となりましたら、お申込み先までご連絡ください

※取付け（取外し）工事日につきましては別途調整となります。

※取付けのお申込みは、取付け希望日の3週間前までにご連絡をお願いいたします。

なお、お申込日から取付け希望日および取付実施日までが5営業日未満（申込日除く）の場合等、緊急対応費用を頂きます。

お申込み状況や現地の作業環境等により、希望日に取付け（取外し）できない場合があります。（緊急対応も含む）

※期日までにお支払い頂けない場合は、防護カバー類の取付・取り外しの受付はできません。

東京電力パワーグリッド株式会社 ～感電災害を防ぐ～

架空電線等の近くで作業をされる場合には、感電を避けるため、各事業者さまにて感電防止措置（絶縁防護具の装着等）を講じることが、労働安全衛生規則で定められております。また、公衆に危害を及ぼさないよう建設工事を適切に施工することが建設業法で定められております。

お申し込み先

東電タウンプランニング株式会社までご連絡ください。

TEL:03-6630-9577

URL: <https://www.ttplan.co.jp/electric/bougokan.html>



東電タウンプランニング株式会社
防護管受付ホームページ

受付時間：平日9時00分～17時00分

※番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いの無いようお願いいたします。

※土・日・休祝日および年末年始（12/29～1/3）はお休みさせていただきます。

